

# ふるさと融資の制度概要

ふるさと融資制度は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県又は市町村が長期の無利子資金を融資する制度で、財団において事業の総合的な調査・検討や貸付実行から最終償還に至るまでの事務を行っています。

ふるさと融資を行う場合には、地方公共団体は資金調達のために地方債を発行し、その利子負担分の一部（75%）が地方交付税措置されます。

ふるさと融資の申込先は、事業地の都道府県又は市町村となります。

## 対象事業者

法人格を有する民間事業者

## 対象事業

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、以下の要件をすべて満たすもの

- 公益性、事業採算性等の観点から実施されること
- 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること  
都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合・・・10人以上  
市町村から融資を受ける場合・・・1人以上
- 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上

## 対象費用

- 設備の取得等に係る費用
- 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用

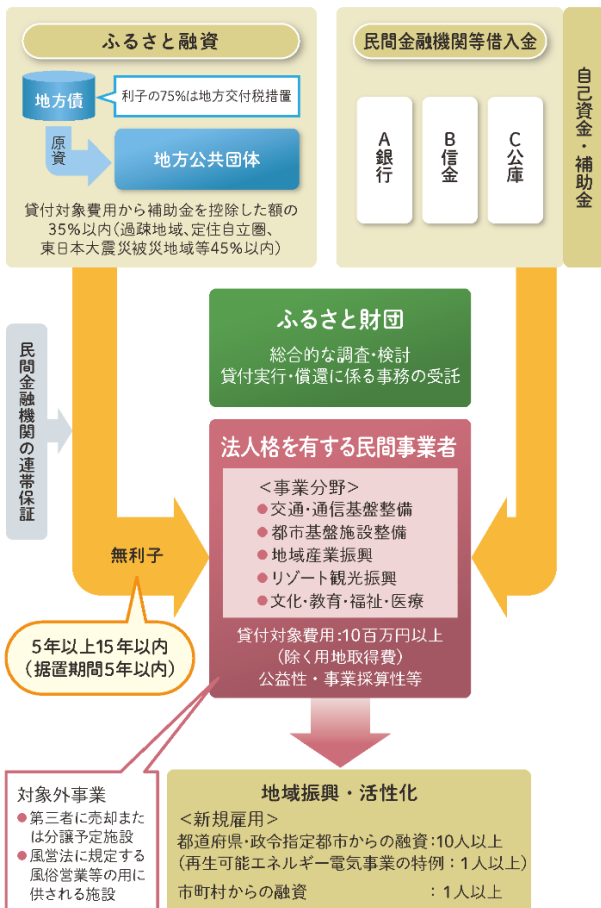
## 融資限度額

- 貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の35%が上限  
(事業地が過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等については45%)
  - 都道府県、政令指定都市から融資を受ける場合・・・42億円
  - 市町村から融資を受ける場合・・・10.5億円
- ※事業地が過疎地域、定住自立圏、東日本大震災被災地域等は限度額を引き上げ

## 融資条件

- 貸付利率：無利子
- 融資(償還)期間：5年以上15年以内(5年以内の据置期間を含む)
- 融資対象期間：工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年以内
- 償還方法：元金均等半年賦償還
- 担保：民間金融機関の連帯保証が必要  
(保証料が別途必要。但し、地方公共団体が民間事業者に連帯保証料の補助を行う場合、当該地方公共団体に対して地方交付税措置(補助金の75%)が講じられる。)

## ふるさと融資概念図



## 要件一覧(融資比率・限度額・雇用要件)

単位:億円

	通常の地域	過疎地域(みなし過疎地域含む)		定住自立圏・連携中核都市圏・東日本大震災被災地域
		一般の地域	地域再生計画認定地域・沖縄県の区域	
都道府県政令指定都市	35%	45%	45%	
融資比率	42	52.5	54	67.5
	63	78.7	81	101.2
融資限度額	42	52.5	54	67.5
通常の施設複合施設	63	78.7	81	101.2
雇用	10人(再生可能エネルギー電気事業は1人)			
その他市町村	35%	45%	45%	
融資比率	10.5	13.1	13.5	16.8
	15.7	19.6	20.2	25.3
融資限度額	10.5	13.1	13.5	16.8
通常の施設複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3
雇用	1人			

## ふるさと融資に関するお問い合わせ

- 制度に関すること  
融資部企画調整課 TEL 03(3263)5586 / FAX 03(3263)5732
- 貸付実行・償還等に関すること  
融資部調査・管理課 TEL 03(3263)5737 / FAX 03(3263)5732